

議案第34号関連資料 包括外部監査契約について

1 包括外部監査について

「包括外部監査」は、市の財務や経営に係る事務の執行について、外部の専門的知識を有する者(外部監査人)が主体となって、特定のテーマを決めて監査をするものです。

地方自治法(以下「法」という。)の規定により、中核市は毎年度、議会の議決を経たうえで外部監査人と契約を結び、監査を実施する必要があります。

2 契約の相手方について

法では、外部監査契約を締結できる者として、弁護士・公認会計士・税理士等の有資格者と定められています。(法第252条の28)

2018年度から実施している包括外部監査は、現在、EY新日本有限責任監査法人に所属する石田博信氏との契約により監査を行っています。

来年度についても、引き続き次の表のとおり石田博信氏と契約しようとするものです。

相手方	石田博信(インダヒロノブ)	53歳	
住所	伊丹市南本町5丁目4番18-607号		
所属法人等	EY新日本有限責任監査法人		
契約の金額	1,300万円を上限とする(令和元年度と同額)		
包括外部監査のテーマ	2018年 「指定管理者に関する事務執行について」 2019年 「委託契約に関する事務の執行について」		

なお、包括外部監査人との契約は、法の規定により3回まで(3年間)は同一人物と契約することが可能となっています(法第252条の36)。

3 監査委員意見について

議案提出にあたり、法に基づき、監査委員への意見聴取を行った結果、上記の者との契約について、異議なしとの意見をいただいています。(法第252条の36)

4 今後の予定について

- 2020年 4月 包括外部監査契約の締結
- 2020年 5月～ 令和2年度の監査テーマを選定
- 2020年 8月～ 監査実施
- 2021年 2月 市議会に監査結果報告書提出